

時に歸り、元張と云ふ村に一個の修院を設け、數十名の婦人をも協力し
 て、専ら慈善事業を爲し、遠近の不幸者、赤貧者を救助したり。明治廿六年
 の虎列刺病流行の時、己が身命をも顧みず、日夜、東西南北に奔走し、親
 切に患者を介抱したりしが、之れに反して、佛教徒等は、患者を慘酷に扱
 ひ、近村に於て野外に棄られたる患者、六七名ありしかば、修院の婦人と
 も憤發して、山手の明家を購ひ、俄に病院を開き、野外に棄られたる患者
 を初め、他に十二三名の患者を入れ、養生せしめたるにより、内海長崎縣
 知事は深く其舉を嘉し、自ら病院に来て、彼等を賞したるのみならず、斯
 る事は人間の力を以て爲し得べきに非ずとて、彼等の信仰に感服した
 り。實に彼等は信者の能き手本なりとて語られける。
 神父の涙をさまがしかば、宅間氏また云らく、堀内の長屋に入れられた
 る政右衛門と云ふ者、妻と子は談つて石州津和野へ送られたり。政右衛

門日夜悲歎の涙に暗れ、身體漸次に衰ふる容なりしかば、予は最と憐に
 思ひ、用事に托して、彼れを津和野へ遣し、窺に面會して、妻子にも喜ばせ
 すと云へりしに、彼れ泣いて予が前に伏し、此の厚恩生涯忘却せしと、赤心
 より感謝して出立したりしが、十五日を経て歸り、爾來別人の如く勇氣
 あらはれ、予を見る度に、低頭平身し、我が命は全く貴君の爲めに繋かれ
 たるなり、何にても命じたまへ、力の及ぶ限り働かんと云はざる事なか
 りき、實に彼れは少しも飾れる所なく、正直一遍の者なりしが、放免の後
 は、妻子と共に住み、賑や樂しく思へるならん。
 此話を聞て、神父は宅間氏の手を探り、我れ深く足下に謝す、足下の親切
 は、天主も知りたまふならん、役人の身を以て、それ程まで囚人を愛せら
 れしは、感心と云ふの外なし、我れ津和野の事に就て、忘れんと欲するも
 得べからざる事あり、明治元年、彼所へ預けられしもの三十八人なりし

が明治三年に至り八十人の多きに及べり其の中に元張村の深堀仙右衛門と稱するものあり其時は齡四十八才究竟の人物なりしも今は老て白髮の翁と成り浦上の行者とて尊敬せられつゝあるなり堅き信仰の結果子の一人が神父と成り公教會の司祭職を勤むるに至れり此の仙右衛門は慶應二年の始め數十名の信者と共に捕縛せられ野村長崎縣權知事の説諭を受け屈伏せざりしゆゑ甚く責られたり知事は何とかして屈伏せしめんと思ひ或は叱り或は慰め或は責め或は宥め千差万別の手段を施し果は利を以て導かんとし數多の金を目前に並べ速かに改宗したらんには此の金を褒美として與へんと云へりしかど仙右衛門なく承知せず假令巨萬の金ありとも死ぬる時には益なきものなり金は我等の靈魂を助くる力なし許したまへと辭したるにぞ流石の知事も手段に竭き一文不知の百姓に斯る勇氣を懷かせたるも

の抑も誰の力ぞや驚愕するの外なしとて其後は説諭する事なかりしとぞ斯て仙右衛門は津和野へ送られ北の山の手にある光蓮寺と云ふ禪宗寺に預けられたり彼れ光蓮寺に於て他の信者と共に責められ庭の泉水の氷の中へ二時間あましも裸體にて沈られ將に死なんとする苦みの中より聲を揚げて祈りを爲し己れを責むる人の爲めにも祈りしかば見る人は皆な良心の刺激を受け役人も耐へ兼て引揚さしたるよし總て津和野へ預けられしものは皆な慘酷に扱はれ死したるもの七名あり我れ先年布教の序を以て津和野に至り其の責められし場所死したる場所なんどを見墓に詣りて祈しき殉教者ども云ふべき甲乙の事を考へ頭を土に着て天主に祈願したりし事あり光蓮寺は毀されて田と成り曾て知れる人ならずば知る事あたはず我れを案内したりしは諏訪シアナと稱する婦にて是は當時仙右衛門等と共に責められ

し一人なりしが我れに詳しく場所を示し此所に八疊敷の牢舎ありて我等二十七人を入れられたり我が父も兄弟も此所にて死したるなり食物は充分ならず衣服は更ふる事なく毎日責苦を受け雪に洒され水に浸され身體漸次に衰へ骨と皮とに成りて死せり我れ獨り残されしかど親兄弟の墓はしさと責めらるゝ苦しみの餘り一時も早く天主に命を捧げたく思へりて涙に咽び暫時人事を知らざる程なりしが漸く歩を進め田の隅に水の溜れる所まで我れを伴ひ此所に四疊敷ばかりの泉水ありて仙石衛門甚三郎米太郎又市などか氷の中へ沈められたる所なり其時の役人金森一と云人今尙存命て津和野に住む我れ亦た存命て此所に在り知らず我れの親兄弟は何所に在るやと再び涙に咽べりしを我れ百端と勞り慰め此の田より獲たる米一俵を購ひ光蓮寺の遺物として仙石衛門に贈り墓を埋設せしめざる爲め死骸の上

に高さ石碑を樹て十字架を飾り鏡の爲めに責めらるゝものは幸なりと在る八福の金言を碑文の如く刻み彼等の信仰を衆人に顯す便としたりと語られぬ

ヒリヨシノ神父と宅間氏との會話は概ね斯の如し其後神父は復た布教の爲め津和野に至り舊藩士金森一峯氏に面會せられしが氏は維新の初め藩主の命に依り公教信者を改心せしめんとて百端工夫したりしかど毫も功なかりし事を語り當時の記録を示されたり即ち左の如し

津和野御預異宗徒之件

一明治元年閏四月十八日津和野藩主へ肥前國長崎浦上村耶蘇宗徒保管教諭の命ありたり其際宗徒仙石衛門一列廿八名先着す

太政官達

御預異宗之者從來支配地人民同様懇切に撫育し開墾土工金工其外

夫役に召使相應産業に基き候様可取計事
異宗信仰を嚴禁し人事を盡し教諭を加へ良民に復し候様精々教化
可致候事

最寄便宜之港迄長崎縣より護送可致候間掛合次第受取之者可差出
候事

諸費藩用を以て可取賄尤漸次産業に基き公費無之様處分可致候事

明治二年十一月

一明治二年十一月太政官達に曰く肥前國浦上村及其他異宗門之徒
凡百三十人を保管すべしと然て元年の徒と合て男女百五十一人と
成る又同三年來津の徒と合て百八十一人の御預と成り同六年四月
原籍へ引渡に相成候事
其時御預異宗徒御用掛總括兼説得方

説得方
同 藩士 千 葉 常 善
同 神官 森 岡 幸 夫
同 藩士 佐 伯 一 榮
同 藩士 金 森 一 峰
金森氏は明治三年より出仕し同年八月に至り御用掛總括に任ぜられ他
は皆な職を免ぜられたり

長崎縣より津和野藩へ依頼書

一先般其御藩へ御引渡申置候異宗門之者共佛具其外經文等所持之
分議送之砌身體相改取上候義に候得共自然改落可有之哉も難計候
間御探索之上御取上當縣へ御差出可被成下尤有無共致承知度此段
及御掛合候也

明治三年二月二日

津和野藩

長崎縣印

尙以本文之趣御取調之節御見合にも可相成候間佛像一體珠數一通
差進候間追而御返却有之度存候

長崎縣より送れる珠數は今尙金森氏の手に在り氏は此珠數に左の如き
附送せられたり

此珠數は津和野藩へ長崎縣肥前國彼杵郡浦上村出淵村長崎町三箇所耶
蘇宗徒共御預相成而後一峰(金森氏の名)既得方及米金總括被申付其際
楠本正隆(外務省少權大丞)加藤直純(外務省權少録)植村義久(彈正少通)等
之三氏來津有之御預之者共へ取調有之候節長崎縣へ被申進津和野藩へ
該縣より送致相成見合之爲支局より監察へ被下渡候分宗徒歸時之節不
用に付相願置置後話之種となさんとし所持す于時明治六年六月也

外務省達

長崎縣近傍浦上村之者共外國教師之密々勸誘するに迷ひ切支丹宗
を信仰し追々多人數に及び漸々不法之所爲有之に依て同縣へ更に

御下知有之右切支丹宗に迷ひ候者共各藩へ御配分相成候右者是迄
各國公使と文書之往復且應接も數回に及び其趣意は彼より我政府
に於て専ら嚴酷の沙汰を以て宗徒を處置し妻子をも同様移轉せし
め候ては一昨年來の約束に相違いたし寛宥の處分に無之左候ては
全く外國一般信仰の教宗を侮辱するに近く互に宗旨の論に涉り候
様云々申立彼我の見込相違致居外國の交際も是よりして破れ國家
の御爲容易ならざる大事をも引起すべし場合に立至り候間我より
は事緒萬端切に辯解し其宗民丈其儘に差置がたき次第は他方の教
を信仰し我神明を侮辱し政府の命令に背叛いたし官員に對し暴動
の振舞に及び候事等はも許すべからず從來の法典に依て處置い
たし候時は重き刑科にも處すべし所兼て各國公使へ切支丹宗門の
義に付ては約束の趣も有之候間御交際に取り格別の寛典を以て刑

外の處置を施し住居を移して幾重にも誨導説諭し尊上改善の道に遷らしめんとす尤無罪の妻子云々の義は是又我政府にても別段着意垂憐いたし一家離別の患なからしめんとする所にて舊來の國法を守り更れる時には左様の義も無之此上藩々預受候所にて其者に相當の産業に就け田廬を興へ難苦なく活計差支ざる様に可爲致旨反復説明候所各國公使に於ても初めて了解いたし候旨申出候間敬諭方の義は太政官より御布令の通り一徹可相成候得共右應接の趣意は諸藩に於て心得違無之様可被相心得候事

明治三年正月

津和野藩

外務省

明治四年五月外務省官吏來津之始末

外務省少權大丞正五位

楠本正隆

同省權少錄 加藤直純
 彈正臺少巡察 植村義久

右三氏來津相成異宗徒着津手續等詳細尋問之上説得方法等之事一被申合諸事不都合無之様掛員へ被申達其後三員異宗徒住居之見分に參られたり即元光琳寺(高き山の上)に在り未改心徒の住居なり元法真庵(是は尼寺にて里に在り改心徒の住居なり)右二箇所巡察ありたり

一去る明治二年中各地方官へ御預相成候異宗徒之内悔悟致候者共御放免相成候條管下民籍へ編入又本籍へ復歸等本人之望に任せ厚く世話可致候事

明治四年六月

右は何れよりの達なりしや不分明なれども鳥渡記置

一今般異宗徒之内改心之者復籍被仰付候に付て本國へ被差返一同御厚恩を奉感戴改心之印として是迄住居仕候所之神社氏神同様之義に相當り候間守札拜受仕度旨申出候依之人別一枚宛御渡相成候様仕度尤神納初穂之義は當人より神官之者へ相納可申答之所聊之額に有之候間御預人費途之内を以て神官へ被下置候様仕度此段願上候也

明治四年六月

濱田縣支廳御中

金森一峰

右の願は聞届られたり色々工夫したれど僅か十二三人より改心したるものなし

此外數多布達願届書等あれども要なきものなれば茲には記さず斯る記録を見てヒリヨノ神父は實の如く思ひ人をしを寫さしめられしが、

同じ津和野に於て尙は珍らしき人に面會せられたり蓋は岡村市藏と稱する老人にて其頃三年間監獄の番人たりし人なり神父は喜び谷て哭し暫時言葉なかりしが漸く氣を激し當時の有様を尋ねられしかば老人は記憶に存する限りを語れり然と金森氏の記録に在る所と大同小異にして別に記すべき程のものなく異なる點は僅に左の如し
我れ異宗徒來津の始より終まで彼等を看護したりしかど彼等が唯の一度も哀からぬ事したるを見ざりき感心すべき舉動あるは度々なりしかど年を経て今は詳しく覺ゆず併しながら恐しく感じて忘れざるものは彼等が信仰の堅固なる一事なり寒中に關係の役人きたりて彼等を池の中に沈め氷の上へ頭のみ出して改宗を勸むれども一言の返答なくして口の中に何やら唱へを爲し毫も苦しむ色なかりしかば役人も詮方なくして引揚たり我れ彼等に衣服を着せ住居へ伴はんとし

たりしに、彼等の身體は既に全く凍り歩行自由ならざるに至りしかば、尙ほ口の中に何やら唱へを爲して進みぬ。彼等は入監の時珠數書籍等を取揚られたるにより紙を膝り飯粒を以て堅め見事に珠數を造りて持てり、我れ關係の役人より命せられ其品を悉く取揚たりしが、彼等は復た造り、我れ亦た取揚見當次第だんく取揚て大袋に一杯と成り久く保存したりき。未改心者は住居に於て祈禱するを禁じたれども、更に功を奏する事なく、常に何やら分らぬ詞を以て大聲に祈禱を爲し、如何なる嚴罰をも恐れざるにより、遂に其儘捨置かれぬ。彼等の中に死する者ある時は規則に因て一個の箱を拵へ、其室へ渡す事なりしが、彼等は打寄て其箱に死骸を收め、周圍に輪の如く成りて唱へを爲し、聽て室の入口へ出すを例とす、我れ其箱を受取役人の差圖に

從ひ埋葬したりしなり。當地に於て三十餘人死亡したりしが、皆な未改心者にして信仰堅固なる者のみ改心者中には死亡したるものなし、死亡の原因は其室の不潔なるど空氣の流通よろしからざる爲め、甚く小瘡の流行したるに在るならんか。名を友八と云ふ十三の小童を地上に坐せしめ膝の上に重き石、或は分銀を乗せ許す迄は一言も發すべからずと命じ、半日あまりも捨置たるにぼろく涙おとしながら辛抱したり、役人も恐しがりて石を去除、住居へ歸らしめんとしたるに足たゝざりしかば、我れ止を得ず負ふて行きし事あり。明治四年に至り、彼等の扱方に變更を來し、未改心者改心者共尼寺に住居せしむる事と成り、外出も勝手次第に許されたり、それより彼等は諸

方へ雇はれて働かしが、何分正直一遍の人々なるにより甚だ評判よる
 しかりしかば津和野藩の印半纏を渡されしのみならず仙右衛門梅太
 郎の兩個を頭と定め取締の爲め脇指を許されぬ
 總て改心したるものは鷲原八幡宮の前に在る川に至り身潔祭と名け
 て流れの水に身を洗ひ、従前の衣服を脱棄て新調の物を着し、八幡宮へ
 大神樂を捧げ、其後一般の人民同様に取扱はるべき事なりき
 未改心者の扶持は白米四合にして、七日目に一度位は汗を與へらるれ
 ども平生は鹽梅ばかりなりしが、改心したるものは白米六合とせられ
 自費を以て酒肴なんど買はんとする時は、小使を頼む事にてありしな
 り
 我れ其頃は名を知らざるものなかりしかど、今は皆な忘れて覺えず併
 しなから仙右衛門、峯吉、久作、友吉、友八、梅太郎、梅太郎の娘まつ、同たけ、忠

右衛門、忠右衛門の母てる、忠右衛門の子三八、富士、富士の父十右衛門、是
 等は格別に責められしものゆゑ能く記憶して忘却する事なし
 老人の斯く語り終る時、神父は身を伏して、何とも云はれざりしが、跡に
 て見れば袖は涙に濡されて絞らんばかりなりしとぞ
 却説岩國屋敷の拘禁せられし人々の中には、出獄の日まで四十五名の
 死亡者あり、是等義人の墓は今尚萩鶴江臺の墓地に残れるあり、墓碑の
 残れるものは深野、ベイトロ、片岡、ボロ等數人に過ぎず、餘は近年まで
 標木の残りたるを見たりと人々の語るのみ、明治二十四年ヒリヨソ神
 父は是等の舊蹟を尋ぬる爲め萩に抵り、此時態々長崎より藤田半右衛
 門と云へる人を招きて共々其跡を弔へり、此藤田なる人は同じく萩に
 拘留せられし一人にして其親の死せし墳墓は同じく鶴江臺なる叢櫻
 にあれば、大切に之れが弔ひしたりと云ふ、其後ヒリヨソ神父等相謀て

是等義人の爲めに其死せし地なる岩國屋敷の裏手に少許の地面を求め、彼等義人が寒天に裸體にせられて責められたる牢屋の前なる庭石を買ひ集め之れを以て紀念碑の基礎を築き、紀念碑の尖頭には赤十字社の因縁によりて十字架を飾り、碑文に

奉敬致死之信士於天主之尊前

と在り之れ聖者の金言なり、嗚呼義人の譽れは之れと共に萬古に朽ざるべし

偕て奉教者拘禁の事より諸外國公使及び外國新聞は頻に其解放と信教の自由を政府に忠告するも何の功なくして諸國に預けられし信者は何れも酷待を受けざるものなく、中にも津和野に預けられし八十五名は雪中氷池に投せられ日夜苦刑を受けたるなど其慘狀筆にも盡しがたし、左れを鐵石の如き彼等の信仰心は少しも變更する所なく却て

其行狀の正しさが爲め獄吏を感化して公教に歸向せしめしものさへありき、現に伊勢の教會の如きは此時の吏員が改悛して後に創立したる所なり、殊に感すべき一事は四國近畿九州の諸藩に預けられし奉教人が屢々窮に脱走して大阪の聖堂に參詣し、又た元の如く夜を日に繼いで獄屋に歸り、中にも加賀より脱走して參詣したる者は八十里の道を歩行も自由ならぬまで急行して大阪の聖堂に詣り、宣教師等の留むるをも聞かずして脱走を授けらるゝや否な直に元の獄屋に歸りたりと云ふ、是等の事蹟は實に天主の教を奉ずる者に耻ぢざるものと言ふべきなり、斯て明治三年十二月岩倉右大臣を初め、木戸、大久保、寺島、伊藤の諸卿外國に派遣せらるゝの事あり、茲に初めて歐米諸國の狀況を見て、信教自由の必要を知り、歐洲より電報を以て我朝廷に教禁解放の旨を乞ひ、遂に明治五年五月を以て叙明なる天皇陛下は此教禁を解きて夫

の囚人を釋したまひぬ、然ば日本教會の司教は勿論、歐米諸國の教會に於ても最と盛大なる祝典を擧げて復興を祝し、それより明治二十二年憲法を以て信教の自由を許させたまへり、予輩は今や茲に公教復活の始末を記し了て、吳々も天の恵みを謝するなり。

山口公教史の後に記す

嗚呼予輩の最も親愛なる防長百萬の兄弟よ、茲に卿等祖先の由て以て身と起し業と勦め家を興したる防長二州の昔時に遡りて、此地其人に一大因縁を繼承しつゝある天主教の歴史は記述せられたり、知らず卿等は之を看て果して如何の感かある、想ふに世界幾千萬の天主教人は目にこそ防長の山河を視ざれ、耳に聽き書に讀みて山口てふ名を其心に記憶せざるものなく、即ち山口は公教の歴史に於て最も光榮と名譽を有する土地として注目せられつゝあるなり、爾く此山河と此人土とが世界の善男善女によ

りて讚美せらるゝ所以のものは豈に偶然ならんや卿等の祖先は今より三百年の前十六世紀の頃に於て早く已に最高文明國人の氣品を全備し其高大なる見識は此當時已に東洋在來の宗教が眞正の理宗にあらざることとを觀破しつゝ一たび天主教の傳へらるゝや欣然として眞神の旨に歸向し異端妄教の流布せる裡に卓然特立して光明の旆を樹てたり降て徳川幕府の世卿等も祖先の或る人々は有司によりて或は鞭たれ或は縛せられ首を刎られ屍を焼かれたるもの數百にして足らざるあり然れども卿等の祖先は嚮に莞爾として公教に歸向し後には從容として教の爲に殉死した

り其徳其義嗚呼高大なる哉歐米各國に於ける出口の美名は寔に之れに由りて噴々として傳へられたるなり、噫々山口の山河は限りなき感慨を以て世界の奉教人に記憶せられたり卿等の祖先は最と高き徳と最と大なる義と併せて其名譽を世界の四表に揚げたり卿等は已に昔時防長の各地に公教の盛んに信仰せられたることとを本邦の歴史に於て記憶したり今や泰西の記傳によりて益々其詳細を知得しぬ卿等之に對して果して如何の思ひをかなす思ふに切支丹取りも直さず基督教人の名は徳川の三百年間蛇蝎の如く忌はしき

汚名として誤られたりき卿等も傳家の記録にも公には之を記し得ざりしならん或は卿等も祖先の墓碑にも表はには之を刻み得ざりしならん或は其中家譜を没せられたるもの没せられて焼かれたるもの甚だしきは之が爲め家を絶断せられたるもあるべし是等の事實は卿等をして祖先の事を考ふるの便を失はしめたるや論なし然れども卿等幾多の祖先が眞神の旨に歸向して以て安心立命を得二州の到る所に高等文明の社會を爲しつゝありしことは遂に掩ふ可からず而して這の光りある系譜を保てる卿等の多くは如今果して如何ぞや動もすれば夫の巧に荒唐無稽の説を

嘖述する異端に惑ひて漫に偶像に拜媚し或は基督新教と自稱せる逆宗の徒に瞞着せられて眞神の旨に悖るにあらずや卿等夫れ何の面目ぞ祖先が三百年の昔に大活眼を以て認め得たる眞理の光輝を隠蔽し單に其身の安心幸福を得ざるに止らずして卿等の祖先と諸教師も幾多の辛酸を経て成就したる山口の美名を永遠に維持すること能はざらんとす如何にして祖宗に對し將た名譽を以て迎へられたる世界の奉教者に對せんとするか思ひ看よ卿等の祖先は未開時代と稱せられたる三百年前に高等文明の思想を發揮し却て如今文明と誇稱せる時代に生を享けたる卿等は異教

逆教に精神の文明を蔽藏せらる、天下豈に斯のごとき
 の奇觀あらんや、卿等希はくは思ひ看よ、
 遮莫れ教禁解かれて年未だ久しからず、防長の地に教
 會を再興したるより僅に數年、教音普く市邑に響かず
 故事尙ほ人の知る者稀なり、希くは自今以後、都鄙相傳
 へて眞神の聖旨に歸着し、中絶せる宗系を再興し相集
 合して、昔時の美士を成就せんことを、
 予輩筆を擱に當りて尙ほ言あり、曰く、邦人動もすれば
 靈魂の眞價を辨ぜざるにあり、天の萬善と自由を以て
 賦與せられ尙ほ未來に於て最上の快樂を享く可き貴
 重の靈魂は、往々にして上長者の威權に抑壓せられて

安心立命の地を得ざるごときこと莫きか、他に忌憚し
 て眞神の信仰を遂行するを得ざるも如きことは莫き
 か、之れ正しく己れの貴重なる靈魂は、塵芥と同視せる
 ものに非ずして何ぞ、試みに思へ、卿等は世俗人情に憚
 り人に嗤笑せられざるも爲めに、祖先の名譽を埋没し
 己れも永遠の幸福をも棄却して、遂に何の得る所ぞ、聖
 者誠あり曰く、人若し全地を得て其魂に損失する所あ
 らば、何の益する所と善哉言や、世人眞に眞神の旨を知
 りて、靈魂の貴重なる所以を解せば、天主に奉事するに
 於て何ぞ他の世俗人情等に憚る所ぞ、須らく眞勇を鼓
 して、改善歸向に吝なること勿れ、

嗚呼卿等も幾多の祖先は善く專制抑壓の時代に於て
 獨立特行進ばれ開明男子の美志を發輝したり卿等今
 照代の下に生れて信教自由の幸福を得つ切に望むら
 くば宜しく時間を消費して最後の侮吝を招く勿れ
 山口に於てフランセスユ聖師が此地に錫を駐め
 玉ひし三百四十有五年の後、

一千八百九十五年四月十日

後學 ビリヨン謹で白す

明治三十年五月一日印刷
 明治三十年五月十日發行

定價金參拾錢

發行者兼

加古義一

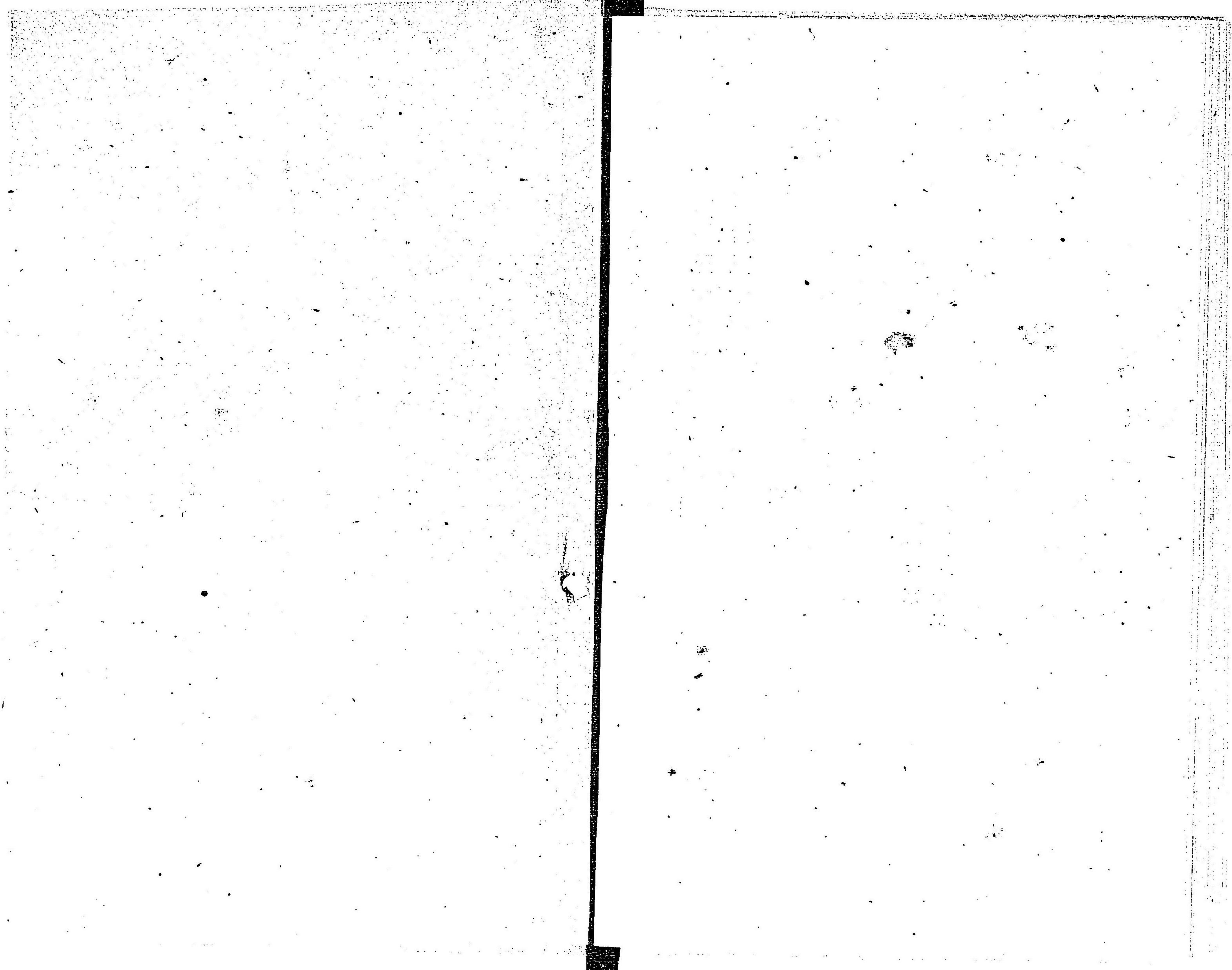
京都市上京區河原町三條上ル
 下丸屋町第二十八番戶

京都市下京區室町通四條下ル
 鷄鉾町第十二番戶

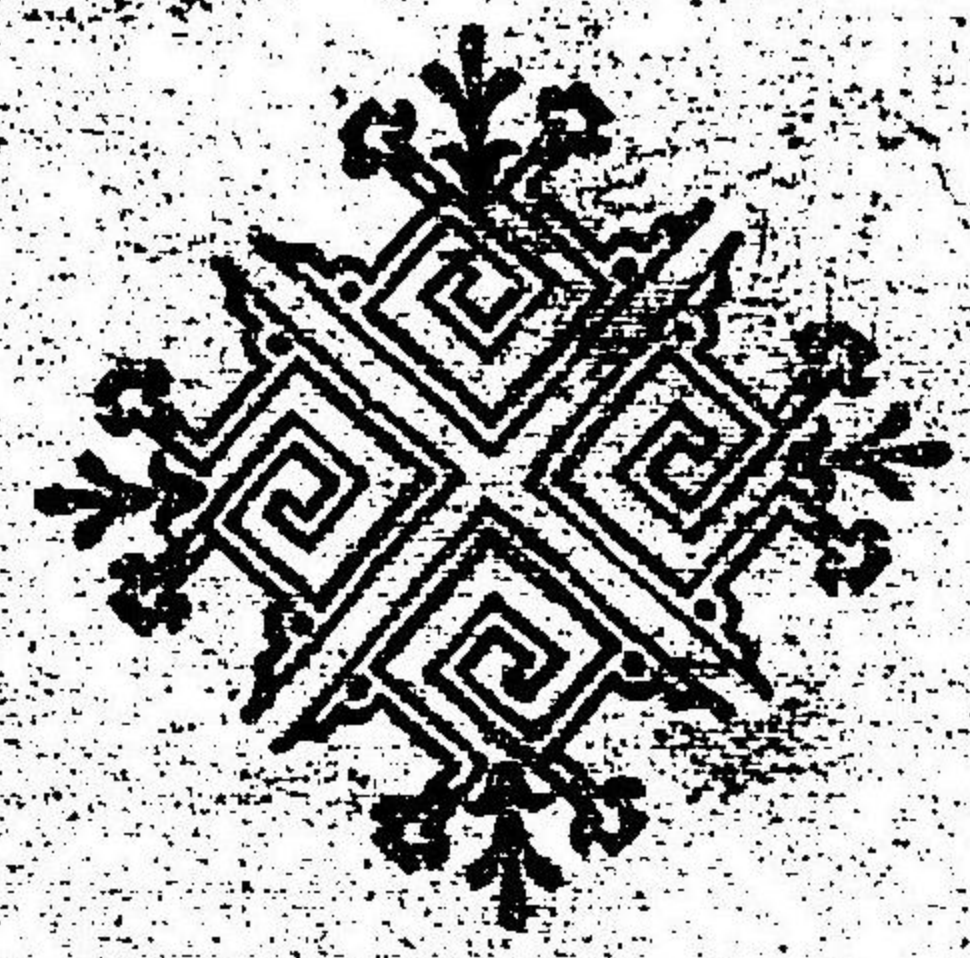
印刷者 大森幾治郎

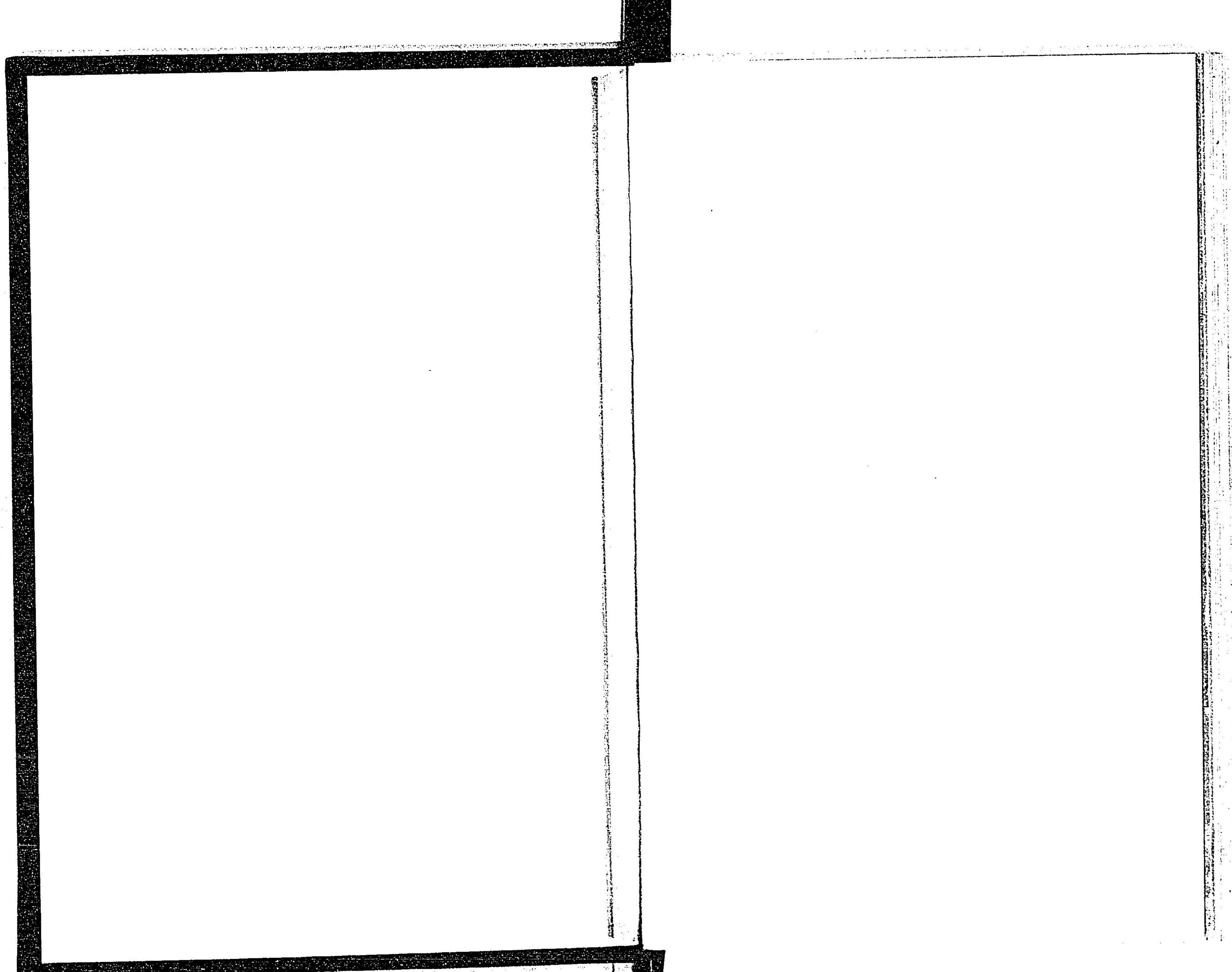
京都市上京區柳馬場二條下ル
 等持寺町第十番戶

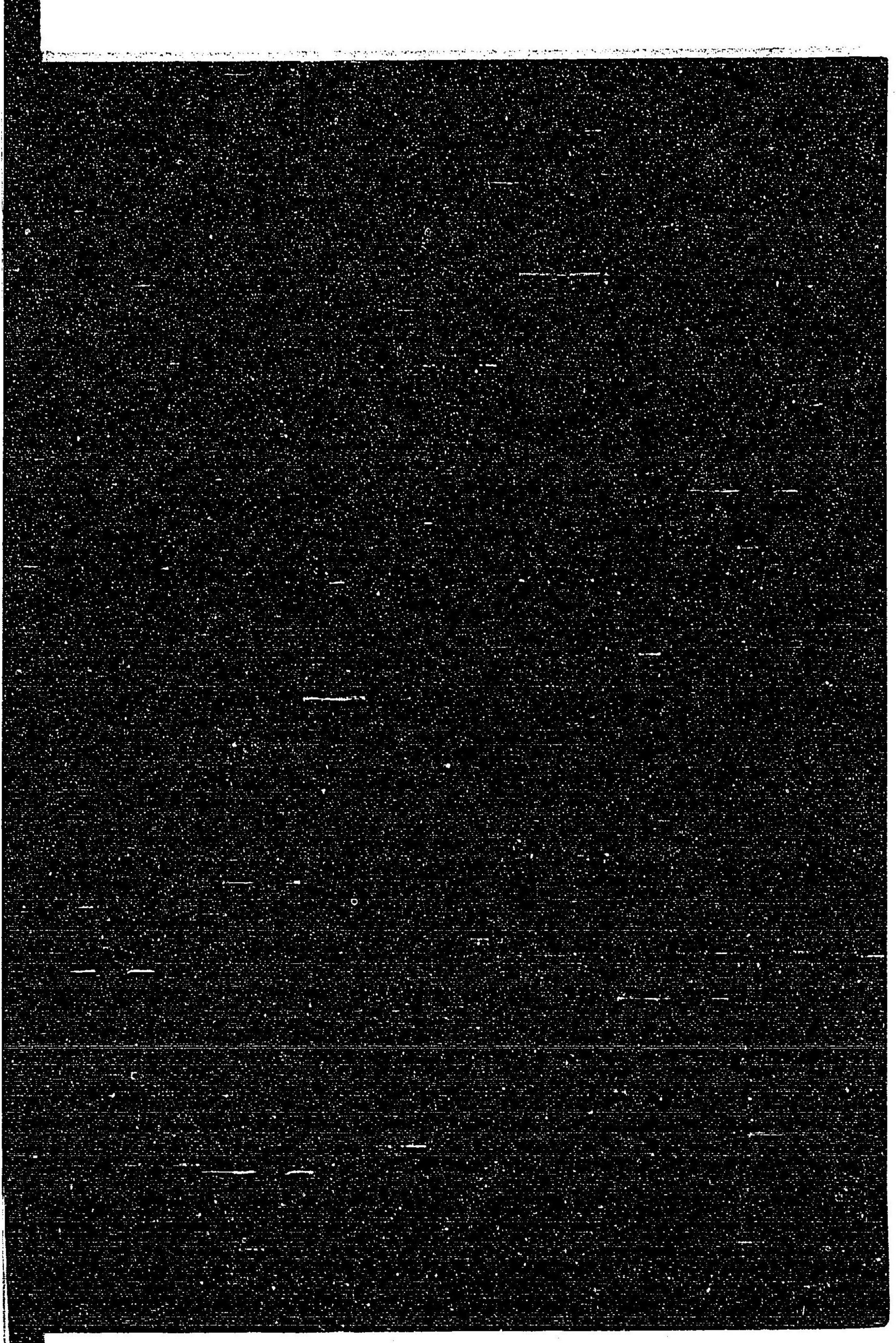
印刷所 京都印刷株式會社



2746







198.21
Ka222y

021389-000-7

198.21-Ka222y

山口公教史

加古 義一/編

M30

ABI-1282

